

## 西村大臣会見要旨

令和2年11月11日（水）16時53分～17時14分（21分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）

お待たせしました。私から何点か申し上げます。

まず、明日午前11時から新型コロナウイルス感染症の分科会を開催いたします。主な議題は、今まだやっているのですかね、厚労省のアドバイザリーボードでの議論を踏まえた感染状況。それから、分科会からいただいた緊急提言への政府の対応。それから、イベント開催のあり方。それから、偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループについて。それから、予防接種法の改正案等についてであります。

政府の対応につきましては、昨日、私からも本場で説明しましたけれども、さらに特に在留外国人の支援策、対応策などを整理しておりますので、これについて特に御議論いただければと思っております。

それから、イベント開催のあり方につきましては、足下の感染状況、それからイベント開催のあり方に関する検討会でのシミュレーションなり、「富岳」を使ったシミュレーションなり実測をしておりますので、その報告をいただきまして、12月以降のイベント開催制限のあり方、それからイベント等におけるガイドラインについて、特にエビデンス等を踏まえた個別のイベント開催のあり方などについて御議論いただく予定であります。また、先日10月30日、31日、11月1日に実施しました横浜スタジアムにおける技術実証について、経産省からその結果を報告し、御議論いただこうと思っております。

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループにつきましては、これまでヒアリング等で把握した偏見・差別の実態、それにかかわる関係者の取組、それから対応すべき事柄。そして、国、地方自治体、関係団体、特にNPOが連携して取組を進めるに当たって踏まえるべきポイントなど、提言を取りまとめた文章を報告いただく予定になっております。

予防接種法改正案につきましては、本国会で審議が始まりました。厚労省から説明いただければと思っております。

それから、一昨日、昨日と鈴木北海道知事、大村愛知県知事と面会を行いましたけれども、本日、昼の時間に、感染拡大が

見られます東京都の小池知事、大阪府の吉村知事と電話会談を行いました。

まず、北海道については、これまで申し上げたとおりで連携して対応しているところですが、宿泊療養施設について、基本、北海道は軽症、無症状の方は原則として全員宿泊療養施設で対応するという方針を取っております。この方針の下で新規陽性者が急増したことによって、宿泊療養施設を要する者が増えている傾向にあります。

数字を申し上げますと、入院をされておられる方が434名、病床は1,811確保されています。それから、宿泊療養されている方が508名であります。部屋数は670を今確保しておりますが、まだ多少余裕があるということです。入所日を調整している人が158名おられます。自宅療養が60名ということで、合計1,160名の方がいわゆる療養者としてカウントされます。

この670室を宿泊療養施設で確保しているわけですが、1棟しかありませんので、プライバシーの配慮から入所時に他の入所者と顔を合わせないように、対処される方との行き来とか行き違いとか、こういったことがないようにということで相当慎重に対応されています。また消毒なども相当念入りにやられてきたということで、若干その調整をする人の数が増えた部分がありますけれども、先ほど申し上げましたように、調整している方は158名ですから、入ってもらおうと思えば、670室とまだ枠がありますので、直ちに入っていただくことができますが、今申し上げたような消毒の時間をかけて、これを短縮しようということではありますし、プライバシーの配慮などからそういう状況になってはいますけれども、何か大きな問題があるということではありません。

調整を行う保健所への支援も国から、都道府県の協力も得て派遣もしておりますので、さらに、この宿泊療養施設を今週中にプラス329室確保するというので、1,000室まで増強することとしております。さらに、必要に応じて拡充すべく調整をしておりますので、こういった面でも、私ども観光庁も含めて、宿泊療養施設の確保もしっかりサポートしていければと思っております。

それから、東京都の小池知事と意見交換をいたしました。クラスターの数は多くないものの、全体として家庭内の感染、会食、それから外国人の感染対策に取り組む必要があるということで

ありました。分科会でも外国人の感染対策は議論、検討するということでお伝えをいたしました。いずれにしても、今後の状況をしっかり情報共有をしながら連携して対応しようということとで一致したところであります。

1点、東京で入院者の数が増えておりまして、ちょっと見ていただきますと、まず、検査件数が1週間で3万件ぐらやっておりませんが、5%台になってきていますので、1日に3,500件と割と多くの、土日は少なくなるのですが、月曜日はということとであります。

北海道も検査を9,900件、1万件ということ、前に申し上げましたとおり、10月の半ば、3週間ほど前は4,500件ぐらいでしたから、倍以上に検査を増やしていますので、その分どうしても短期的には陽性者の数は増えますけれども、ただ陽性率も高いので、ここもちょっとよく注意しなければいけないと思っています。関係者に幅広くやっていますのでかなりの程度は感染経路を追えていますけれども、よく注意して見なければいけないと思っています。あと、愛知県、大阪など、上がってきているところです。

病床については、1,034人の方が今入院されているということで、1,000名前後で常に、1,000名を切る時もありましたけれども、前後してはありますが、この点、小池知事からは、本来、宿泊療養施設でこちらは余裕がありますので入ってもらって良い人も、病床を使っているという傾向がどうもあるということとお伺いしました。病床が何か逼迫している状況ではありませんけれども、今後、どうしても陽性者の数が増えると、後々、重症者の数、入院される方も増えてきますので、この数字はよく見ていかなければいけないわけですが、現時点で東京もちょっとステージⅢの数字に当たってきていますが、25%ということ、今の段階でそれほど心配する数字ではないんですけれども、ステージⅢに入ってきていますからここは要注意なのですが、宿泊療養施設の方は先ほど申し上げたように余裕があるので、軽症あるいは無症状の人は宿泊療養施設でということをお話でも勧めたいというお話でした。

北海道、大阪、兵庫、沖縄あたりがステージⅢの数字に当たってきている所がありますので、特に新規陽性者の数が北海道が19人までできています。繰り返しになりますが検査数をかなり増やしていますので、その分、短期的には増えるということと

す。東京、大阪が11人台、沖縄も11人台ですが、沖縄は改善傾向にあります。東京、大阪、それから愛知が7.87ということでもよく注意をしていかなければいけないと思っております。北海道は、感染経路不明は28%まで下がっています。愛知も22%台ということで、感染経路不明の人が高くても数日後には分かってくるケースもありますし、北海道の場合は関係者に広くPCR検査をやっていますので、かなりの程度、経路を追えていると聞いております。

その上で入院の措置について繰り返しになりますが、まず基本的対処方針において大きな方針として、入院治療が必要ない無症状の方、病原体保有者、軽症の方は宿泊施設での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図るということ、無症状だったり軽症の方が入院をすることによって病床が埋まってしまうことは避けるようにという趣旨であります。

これを受けて、感染症法の政令も改正をいたしておりました、当初は全員入院対象とすることができるという書きぶりになっていたのですが、今は、高齢者や基礎疾患を有する者など、重症化リスクのある者など、医学的に入院治療が必要な者を入院対象とすることができるということ、改正をしております。

もちろんそれぞれの地域の都道府県知事の判断で、病床がしっかりあるから軽症の方も入っていただく、あるいは私の地元、兵庫も、一旦は入院をさせて、そこでこの人は軽症で大丈夫だということで、それから療養施設、ホテルに移すようなケースも幾つかの県ではありますが、基本は無症状、軽症の方はホテルで療養していただきながら、もちろん看護師さんなりが付いてしっかりと健康観察をやりながら、急に重症化、具合が悪くなる方もおられますので、そこはよくケアをしながら対応すると。そして、重症になるリスクがある方、高齢者とか基礎疾患がある方、あるいは中等症以上の方は入院してもらって、病床をしっかりと必要な方に確保していくということでもありますので、どうしても陽性者の数が増えてくると、若い人で無症状の人もたくさん出てきますけれども、ホテルを活用するということがあります。

北海道で療養施設をしっかりと確保していくことをサポートしていきたいと思っておりますし、東京でも余裕がありますので、そちらでカバーしていただくということだと思います。

それから、大阪の吉村知事とも話しました。病床については現時点で何か逼迫している状況ではないということで、大阪も3割ぐらいになってきているのですが、重症者の方も21%増えますが、知事も同じことを言っておられて、まさにこれだけの陽性者の数が毎日出ると、やがてその中から重症化する人が出てくる、遅れて出てきますので、病床の確保には万全を期したいということでありました。

高齢者施設などで少しくラスタも出ているわけですが、1人でも感染者がいれば、全員にPCR検査をやるということまで徹底していているということでありました。

いずれにしても、今、恐らく開催しているのではないかと思います。大阪府も今日、本部を開いて、府民の皆さんにメッセージを発信するということが伺っております。

感染状況など、私からは以上であります。

(問) 1問お願いします。首相が指示した3次補正では3つの重点項目が示されましたが、与党内では真水で30兆円規模の財源が必要など、ポストコロナを見据えて大規模な予算を編成すべきだとの意見が出ています。必要な財源規模について、どのようなお考えを持っていますか。お願いします。

(大臣) 様々な御意見が出ていることは報道でも承知をしておりますが、具体的な規模が今の段階で何か決まっているわけではありません。

私の立場から申し上げます、1つはマクロ経済の視点で、当然、成長軌道に戻していくために必要な金額があると思いますので、その視点。それからミクロの視点で、まさに今回指示をいただいたデジタル改革、グリーン社会の実現、それから中小企業を含めて構造転換を図り、そしてイノベーションを促していく、生産性を向上していく、こういったこと。それから国土強靱化、防災、減災の視点で必要な金額もあると思います。

そういった意味で、ミクロの必要な政策を積み上げていく作業も必要であります。特にマクロの視点では全体の規模感であります。ミクロの視点でも日本経済をしっかりと成長軌道に乗せていく、成長力の強化をしていく、これにつながるような予算をしっかりと積み上げていくことが大事だと思っております。

そして、安心・安全につながる、当然、防災、減災、国土強

鞏化も必要な予算がありますので、しっかりと積み上げも関係各省庁に作業を行ってもらって、そして全体としてマクロの視点とミクロの視点から、結果として自ずから対策規模は決まってくるものと考えております。

いずれにしても、与党にも様々な御意見がありますので、与党としっかりと連携をしながらこの対策を取りまとめていければと考えています。

いずれにしても、やはりこのコロナをしっかりと感染拡大防止していく、その1つ目の柱と、3つ目の柱の国土強鞏化と。そして何より2つ目の新しい経済、社会の姿を作っていく、日本経済を成長軌道にしっかりと乗せていく、そのための必要な額をしっかりと確保したいと考えています。

（問）新型コロナの関係でお伺いします。コロナの対策委員会でも話題になりましたけれども、現状について緊急事態宣言を出す状況にあるのかないのかというのが話題になりましたが、大臣のお考えを改めてお聞きしたいのと、それから質疑の中で、特措法の政令の要件の見直しについて言及されたことがあったと思うのですが、あの部分の大臣の問題意識を改めてお聞かせください。

（大臣）足下の感染状況は、もう繰り返し述べておりますけれども、7月、8月の感染拡大をかなり減少させることができたわけですがけれども、9月以降、少しずつ横ばいから増加傾向、微増になり、今は増加傾向が顕著になってきている状況だと思っております。特に北海道、大阪、愛知などでその傾向が顕著になってきています。

とにかく今の流れをまた大きな流行としないように、爆発的な感染拡大にならないように対策を強化していきたいと考えているところです。そのためにそれぞれの知事と連絡を取り、連携をしながら対策を強化したいと思っておりますし、明日の分科会でも政府の取組を御説明し、専門家の皆さんの御意見もいただいて、クラスター対策であったり外国人への情報提供であったり、様々な対策を強化していければと考えています。

その意味で、様々な数値も先ほど来、お示しをしておりますけれども、分科会からは、目安としてステージⅣの数値になってくる場合に緊急事態宣言も視野に入ってくるということで提言もいただいておりますが、今の段階では緊急事態宣言を発出

するような状況ではないという判断をしています。ただ、ステージⅢにかかっている地域も出てきていますので、ここは要警戒ということ、これ以上感染が増えないような取組を強化しなければいけない、そういう段階だと思えます。

いずれにしても、緊急事態宣言を出すことがないように、今の段階から対策を強化して、そして国民の皆さんにももう一度基本的な感染防止対策を徹底していただきながら、何とか減少傾向に転じさせることができると考えています。

これから寒くなる中で、どうしても密閉した空間での活動が増えると思えますけれども、そうした中でも国民の皆さんにも感染防止策の徹底をお願いしながら、政府としてもしっかりと感染防止策の対応を強化していければと考えています。

そして、今日、質疑の中で申し上げたのは、実は新型インフルエンザ特措法は、緊急事態宣言の第32条のところに、新型インフルエンザが国内で発生し政令で定める要件に該当する事態が発生したと認める時はという書き方になっておりまして、要は1件でも発生したらその可能性があるということを書いてあって、さらにその政令の要件が、その経路が特定できない場合か、あるいは公衆に蔓延させる恐れがある行動を取っていた場合など書いてありまして、実際、この法律は、要は現実に起こっている場面ではなくて、いわば机上の議論の中でできてきた法律であります。実際の現実はかなり違っているわけでありまして、緊急事態宣言を発出した時にはそれぞれの都道府県で100人を超える陽性者がいたわけでありまして、そういう意味でこの法体系全体の中で、緩やかな法体系の中でどうやって実効性を上げていくかという議論を進めているところですが、その法体系を見直す一環で、この政令の要件についても、今回の4月、5月の経験などを踏まえながら、やはり要件も見直していかなければいけないんじゃないかと考えていますので、法改正する段になれば政令改正も行わなければいけないという認識を持っています。

いずれにしても、この法体系全体の中でどういう措置を取ることによって実効性を上げていけるのか、引き続き議論を深め、また法制局ともしっかり議論をしていければと考えているところです。

ありがとうございました。